

# 琉球大学学術リポジトリ

## 犯罪被害者への経済的支援に関する牧野英一説の検証—「刑法における賠償問題」の検討—

メタデータ	言語: ja 出版者: 琉球大学人文社会学部・琉球大学大学院法務研究科 公開日: 2022-11-08 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 齋藤, 実 メールアドレス: 所属:
URL	<a href="https://doi.org/10.24564/0002019548">https://doi.org/10.24564/0002019548</a>

# 犯罪被害者への経済的支援に関する牧野英一説の検証 —「刑法における賠償問題」<sup>1</sup>の検討—

齋藤 実

The Inspection of Eiichi MAKINO's Theory Concerning Economical Support to Crime Victims: The Examination of Compensation in Criminal Law

## 1 はじめに

犯罪被害者への経済的支援について、日本で正面から論じたのは牧野英一博士（以下「牧野博士」）であった<sup>2</sup>。牧野博士は、1904（明治 37）年、犯罪被害者への経済的支援の必要性を説いた<sup>3</sup>。その内容は、加害者から犯罪被害者に賠償を促すような仕組みを国が作るべきであるとし、それによっても経済的支援が図れない場合には、国が補償をする仕組みを作るべきとするものであった。牧野博士の犯罪被害者への経済的支援の提唱以降、犯罪被害者への経済的支援のための様々な施策が講じられてきている。その中でも 1980（昭和 55）年犯罪被害者等給付金支給法の制定は大きな意義を有した。同法の法改正や<sup>4</sup>、

1 牧野英一『刑法改正の諸問題』（良書普及会、1933 年）116～144 ページではタイトルを「刑法における賠償問題」としておりそれに従った。

2 鈴木義男「被害者補償の諸問題」大谷實・宮澤浩一共編『犯罪被害者補償制度』（成文堂、1976 年）123・124 ページ以下では、「被害者に対する損害賠償を確保することが、単に被害者の個人的な満足をはかるという点で重要であるにとどまらず、犯罪行為によって攪乱された社会の秩序を回復するという点で国家自体の大きな関心事であり、また、犯人に自己の行為に対する責任を具体的に自覚させてその改善更生に資する点で刑事政策的な効果も少なくないという前提から、損害賠償その他の方法による被害者の救済を刑事司法本来の目的の一つと重視する必要があることが強調されている」と紹介している。

3 牧野英一「犯罪被害者に対する賠償の実際的方法」法学協会雑誌（1904 年）94～107 ページ。もっとも、この後「外国での議論が下火になるにつれて、わが国においても同じ状況が見られた。そして、この状況は戦後の昭和 30 年代までつづいた（大谷實・齊藤正治『犯罪被害者給付制度』（有斐閣、1982 年）36 ページ）。

4 法改正により法律の名称も変化し、犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律となっている（大野敬「法令解説 犯罪被害者等に対する経済的支援を抜本的に拡充併せて、民間被害者支援団体の活動を推進するための規定を整備」時の法令 1813 号（2008 年）8 ページ）。

他の施策も相まって、犯罪被害者への経済的支援の充実も徐々に図られている。しかし、未だに犯罪被害者への経済的支援に関する課題は解決されていない。例えば、本稿を執筆している2022年6月現在でも、2021年に発生した北新地放火殺人事件では被害者の多くが休職中で無職とされるため、補償額が極めて少なく算定される可能性があることが問題となっている<sup>5</sup>。今日においても犯罪被害者への経済的支援に関する中心的な課題は、加害者への損害賠償の実効性をいかに確保するか、仮に損害賠償が実行されなかった場合、国が犯罪被害者にどのような補償をするかという点である。これらの課題は牧野博士が解決を試みたものである。牧野博士の先見の明に驚くとともに、未だこれらの課題が解決されていないことへの焦りを感じざるを得ない。

本稿では、牧野博士が提唱された考え方を今日改めて再検討することで、犯罪被害者への経済的支援をいかに実現するかについての考察を加える。

## 2 牧野説の概要

### (1) はじめに

牧野博士が提唱した骨子の第1は、「国家は、まづ、犯罪人に対して賠償を為す心持になるように仕向け」ることである。すなわち、賠償について責任を担うのは加害者であるため、加害者に対して賠償をさせるために、国が加害者にその賠償を促すための制度が必要であることを述べている。

骨子の第2は、国による犯罪被害者への補償である。牧野博士は「損害回復の問題が、結局、国家の負担において解決せらるべきであることを考える」とする。骨子の第1が実現できないことが少なくないことから、加害者が賠償をできない場合には国が無過失責任を負い犯罪被害者に補償を果たすべきだとするのである。国が補償することの根拠として「警察の及ばなかった点」に関して責任が発生するとともに、「社会的保険の原理」をあげている<sup>6</sup>。

### (2) 国が加害者に賠償を促すための制度について

---

5 産経新聞、「無職」の犠牲者補償に壁北新地放火遺族「二重に傷つく」、2022年6月27日、<https://www.sankei.com/article/20220627-SM5UML2G3VNTTJFKHQJULYQEAM/>。

6 「2 牧野説の概要」内での牧野説の引用は、特に引用のない場合は、前掲1) 116～144ページによる。

民事責任と刑事責任は同一事実の一犯罪から由来するものであり、その犯罪に対する社会上の回復はこの二つの責任が解決されて初めて得られるものである。すなわち、「民事上の救済は同時に刑事制裁の目的を達することあり刑事上の制裁は同時に民事上の救済を确实ならしむることある」と考えていた<sup>7</sup>。もっとも、犯罪被害者は加害者に対する賠償の請求権はあるものの、「実際においては、犯罪の被害者に対するの賠償を全うからしめるの実際的方法は甚だしく不備」である。そのため、刑罰は賠償方法として決して適切なものでないとしつつも、「遺憾ながら、今日、なお、刑罰が不完全な賠償方法に代わる一種の賠償作用を営み、その応報的害悪的意義が、被害者と一般社会とに向って、犯罪が国家から不当に観過されなかつたとの満足を与えるものになっている」とする。もっとも、「損害賠償を确实にすることが社会防衛のために重要であり、犯罪者の改善のため、刑に代え又は刑と併せて効果を發揮するものとするのである。蓋し、犯罪に因る民事刑事両面の責任は、両者を相関連せしめ、共にこれを適当に解決することに因って、社会的にその作用を全うするものとせねばならない」<sup>8</sup>。損害賠償を确实にする方法について、牧野博士は様々な立法政策を検討した上で<sup>9</sup>、「国家は、まづ、犯罪人に対して賠償を為す心持になるように仕向けなければなれぬ」とした。具体的には、「賠償を為すことが、起訴不起訴にも影響すべきではあるまいか。刑の量定にも影響すべきではあるまいか。仮出獄にも影響すべきではあるまいか。さうして、受刑者に対しては、行刑の教育化に因り、受刑者が賠償に対する努力に因ってその改悛の情を示すに至るやうに仕向けねばなれぬのである」<sup>10</sup>とした。

7 牧野英一「犯罪ノ被害者二對スル賠償問題」法学志林9巻11号(1907年)177ページ。

8 牧野英一『刑法総論下巻(オンデマンド版)』(有斐閣、2001年)933ページ。

9 牧野英一『日本刑法 上巻総論[増補版]』(有斐閣、1942年)666ページは「犯罪の被害者に対する賠償責任を有効に執行する実際的方法如何の問題は、現下の重要な立法問題」とした上で、「国家は犯人に対しその賠償を為さしむるため特別の労役を科す」こと、「民事拘留を復活」させること、「犯人の財産に対し差押制限範囲を縮小」すること、「犯人の財産に対し一般先取特権を認めること」、「犯人が損害を賠償すとの事実を以て減免、恩赦、仮出獄、刑の執行猶予を条件」とすることをあげている。牧野博士はこの中で、「犯人が損害を賠償すとの事実を以て減免、恩赦、仮出獄、刑の執行猶予を条件」を国が加害者に賠償を促すための制度の1つとして考えている。牧野英一『刑事学の新思潮と新刑法』(有斐閣、1931年)249・250ページにも同趣旨の記載がある。

10 正木亮「損害賠償の刑事政策的意義」『刑政を考える』(1969年、矯正協会)101ページ以下で被害賠償と刑務作業の賃金主義について論じている。すなわち、自由刑を犯人教化の手段とし、自由刑の構成要素である労働をもって犯人自体の生活方法と解し、釈放後における生活の準備をさせるとともに、被害者への賠償をさせるべきとする。

特に牧野博士が目にしたのは、旧刑訴 279 条（起訴便宜主義）に規定した「犯罪後の情況」であった<sup>11</sup>。「犯罪後の情況」の含意は広いとしつつ、「賠償を全うしたこと又は少なくとも賠償を全うするに努力したことが重きをおいて考へられねばならぬのである。・・・改悛が、その真実性を具有するがためには、賠償、少なくとも賠償の努力がこれに伴わねばなるまい。一定の刑を受けたということで自己の責任を全うしたと信ずる犯人は、決して改悛の情を真実に示したものとといひ得ないであらう」とする。その上で、「現行刑事法制の下においても、賠償問題は、相当に考慮されているものと考へねばならぬのである。それは、ひとり、起訴の場合のみならず、刑の量定においても、刑の執行猶予においても、また仮出獄においても・・・十分に考慮されねばなれることになっているのである」とする。

このように牧野博士は、国が加害者に賠償を促すための制度として起訴便宜主義に注目しつつ、刑の量定、刑の執行猶予、仮出獄（仮釈放）においても賠償問題は相当に考慮されるべきとしている。

### （3）国による犯罪被害者への補償について

牧野博士は、国が加害者に賠償を促すための制度について検討をしたものの、「損害回復の問題が、結局、国家の負担において解決せらるべき」とする。

すなわち、「国家は、一方において警察を全うする任務を持っているのであるし、他方において、その警察の及ばなかった点について、無過失責任を負わねばならぬ」とする。さらに加えて、「社会的保険の原理、その施設に対する国家の文化的使命を考え、それを、また、論理的に展開してみよう。犯罪に因る被害という災害的事実については、国家は、労働者に対する災害についての責任と同一の責任を負担すべき筋合いになるもの」とする。このように牧野博士は国による犯罪被害者への補償の根拠は、国を「警察上の過失について責めに任ずべき」ことと、「犯罪の被害に対する国家の救助責任」にあるとする。

その上で、「わたくしは、損害回復の問題が、結局、国家の負担において解決せらるべきであることを考えるのである。」「フェリーは、国家が警察上の過失について責めに任ずべきものであることを論ずるのであるが、わたくしは、

11 このほかにも「刑の執行猶予に関する第 25 条におなじくそれが見えている」とする（前掲 1）牧野『刑法改正の諸問題』130ページ。

これを国家の無過失責任として考えるべきものとするのである。すでに一般の天災に関する救助責任が認められるに至ったのに対し、更に一步を進めれば、犯罪の被害に対する国家の救助責任ということに及び得るわけである。そうして、犯罪の被害に対する国家の責任が全うせられるのと相表裏して、刑に依る賠償という考え方がすてられることになる、そこに、教育刑主義が全幅的にその機能を発揮することになり得るであろう」<sup>12</sup>とする。

このように牧野博士は国の無過失責任とした補償制度の創設を主張され、その根拠として「警察の及ばなかった点」とともに、「社会的保険の原理」をあげている。

### 3 国が加害者に賠償を促す仕組みの検討

#### (1) はじめに

牧野博士は、刑事手続の中で国が加害者に賠償を促す仕組みを考え、「犯人が損害を賠償すとの事実を以て減免、恩赦、仮出獄、刑の執行猶予を条件」とすることなどの活用を考えていた。その中でも、注目したのが旧刑訴279条(起訴便宜主義)に規定された「犯罪の情状」という文言である。起訴便宜主義は、今日においても、加害者に賠償を促す一つの契機になりうると考えられる。そこで、日本弁護士連合会犯罪被害者支援委員会が行ったアンケート調査の結果等を参考にしながら、実際に起訴便宜主義が如何に機能しているかを検討していく。また、牧野博士の時代にはなかった取組として、矯正段階での被害者の視点を取り入れた教育がある。近年、同制度は注目されていることから、果たして加害者に賠償を促す仕組みになりうるかについても考えていきたい。

#### (2) 起訴便宜主義の検討

起訴便宜主義を規定した旧刑訴279条は現行刑訴248条に引き継がれた。同条でも「犯罪後の状況」と規定する。この文言についての説明は以下の通りである<sup>13</sup>。「犯罪後の状況」は「犯人に関するもの、被害者に関するもの、その他のもの」に分かれ、被害者に関するものについては、「被害弁償の有無・程度、

12 牧野英一『刑法内外の動き 刑法研究第17巻』(有斐閣、1960年)177ページ。

13 河上和雄他編『大コンメンタール刑事訴訟法〔第2版〕第5巻<第247条～第281条の6>』(青林書院、2013年)62ページ。

示談の成否、被害者の宥恕の有無、被害感情の強弱などが含まれる」と説明される。この中でも「被害弁償の有無・程度、示談の成否」について、検察官<sup>14</sup>から不起訴を期待する被疑者に対して、有形あるいは無形で「被害弁償」や「示談」を促す契機となることが推測される。

参考になるのが、日弁連犯罪被害者支援委員会が2018年6月から8月にかけて各弁護士会の犯罪被害者支援に関する委員会委員等を中心とした全国の会員に対して行った「損害賠償請求に係る債務名義の実効性に関するアンケート調査」(以下「本アンケート調査」)である<sup>15</sup>。本アンケート調査では、被害者が加害者との損害賠償請求をした場合に、「示談書・和解書」を締結したものが30.8%あった。また、10.7%の「その他」の中で「受領書」の提出があったものがその他の中で82.1%あった。全体の回収率(回収額÷書面上の賠償額)の平均は62.2%であり、「示談・和解・受領のみを除く回収率」は40.8%であった。このことから「示談・和解・受領のみ」の場合の正確な回収率は明確ではないものの、平均値である62.2%を大きく上回ると考えられる。また、残念ながら「示談・和解・受領」が刑事手続のいずれの段階であったかは、本アンケート調査では明らかではない。もっとも、「示談・和解・受領」以外の他の選択肢が「民事訴訟」、「損害賠償命令」、「刑事和解」あるいは「公正証書」であることを考えると、これらの多くは起訴前の段階のものではないかと考えられる。起訴前に行われた「示談・和解・受領」の回収率が高いことの理由の一つは、起訴便宜主義を規定した248条の「犯罪後の状況」にあると考えられる。検察官は「被害弁償の有無・程度、示談の成否」を考慮して起訴をするか否かを判断することから、加害者は有形あるいは無形の形で賠償を促されることになると思料される。特に日本の場合には、一度起訴されることで有罪となる可

14 三井誠他編『新基本コンメンタール【第2版】刑事訴訟法』(日本評論社、2011年)297ページでは、「検察官一体の原則における指揮監督制度の下、検察実務の積み重ねにより、ほぼ統一的、安定的な運用がされていると評価されている」とする。そのため「被害弁償の有無・程度、示談の成否」についてもほぼ統一的、安定的な運用がなされているものと思料される。

15 日本弁護士連合会犯罪被害者支援委員会「損害賠償請求に係る債務名義の実効性に関するアンケート調査集計結果(2018年)」  
[https://www.nichibenren.or.jp/library/ja/committee/list/data/songaibaishouseikyuu\\_saimumeigi\\_questionnaire.pdf](https://www.nichibenren.or.jp/library/ja/committee/list/data/songaibaishouseikyuu_saimumeigi_questionnaire.pdf) (2022年6月24日)。この詳細については、番敦子・江藤里恵「損害賠償を得られない被害者の現状とその課題」被害者学研究第31号(2022年)77～85ページ。

能性が極めて高い<sup>16</sup>。その高い有罪率と相まって、加害者が起訴前に賠償を行うことを促していると推測できる。本アンケート調査によると、犯罪の中でも性犯罪、交通犯罪さらには比較的軽微な犯罪については相当程度の回収率があった<sup>17</sup>。

もっとも、起訴便宜主義にも限界がある。特に重大な生命身体犯については、たとえ債務名義を取得ししても回収率は低く、殺人は13.3%、強盗殺人1.2%、傷害致死16.0%であった<sup>18</sup>。そのため、起訴便宜主義は「犯罪後の状況」として考慮される犯罪には賠償を促す一定の効果が認められるものの、一定の限界があることは否めない。

## (2) 被害者の視点を取り入れた教育の検討

国家が加害者に賠償を促す仕組みとして考えるものとして、特別改善指導(刑法103条2項3号)として行われている被害者の視点を取り入れた教育も考えられる。第4次犯罪被害者等基本計画では、「加害者処遇における犯罪被害者等への配慮の充実」が重要な課題とされ、その中で「謝罪・被害弁償等の具体的な行動を促す改善指導・矯正教育等の充実」は具体的施策の一つとされた<sup>19</sup>。そこで、被害者の視点を取り入れた教育も国が加害者に賠償を促す仕組みとなりうるかについて検討する。

被害者の視点を取り入れた教育の目的は、受刑者が被害者や遺族の心情等について十分認識をし、その責任を実感するとともに、「被害者等への謝罪など

16 法務省法務総合研究所編『令和3年犯罪白書』38ページ「2-3-2-1表 裁判確定人員の推移(裁判内容別)」では、2020(令和2)年の総数は22万1057人中無罪は76人であった(<https://www.moj.go.jp/content/001365731.pdf>, 2022年6月30日)。

17 例えば強制性交等・強制わいせつはいずれも76.8%であった。また、危険運転致死、危険運転致傷、恐喝未遂はいずれも100%であった。

18 日本弁護士連合会犯罪被害者支援委員会が2015年8月4日～同年9月30日に行った「損害賠償請求に係る債務名義の実効性に関するアンケート調査 集計結果」では、殺人3.2%、殺人未遂1.4%、傷害致死1.4%であった(<https://www.npa.go.jp/hanzaihigai/sakutei-suisin/kaigi24/pdf/s6.pdf>, 2022年6月26日)。また、法務総合研究所編『平成11年版 犯罪白書』では、示談が成立したものの比率は約36%であり、罪名別でみると業過致死(約58%)で高いが、殺人以外の罪種では30%から40%台、殺人では約10%に過ぎなかった([https://haksyuo1.moj.go.jp/jp/40/nfm/n\\_40\\_2\\_5\\_3\\_2\\_4.html](https://haksyuo1.moj.go.jp/jp/40/nfm/n_40_2_5_3_2_4.html), 2022年6月26日)。

19 薊理世子「犯罪被害者等基本計画について—第4次基本計画における矯正緩解施策を中心に—」刑政132巻6号(2021年)29ページ。



を誠意をもって行う気持ちを養うための教育を充実させること」ことにある。具体的には、「命の重さを認識させること、罪の重さを認識させること、被害者の実情を理解させること、謝罪や賠償についての責任を自覚させ、具体的な謝罪方法を考えさせること等」を内容とする<sup>20</sup>。指導は、視聴覚教材やワークブックの整備、ゲストスピーカーによる講話の実施等を通じて行われている<sup>21</sup>。

もっとも、被害者の視点を取り入れた教育は「被害者等への謝罪などを誠意をもって行う気持ちを養うための教育」である。あくまでも受刑者の気持ちを養うための教育であり、具体的な謝罪、さらには賠償を促す仕組みでない。被害者の視点を取り入れた教育を受けて、受刑者が被害者に対して賠償を行うことも考えうるが、それはあくまでも結果として賠償をした場合である。加害者が被害者に対して実際に賠償することは、被害者の視点を取り入れた教育の目的ではないと考えられる。また、被害者の視点を取り入れた教育を担当する職員の経験からは<sup>22</sup>、「被害者等への謝罪などを誠意をもって行う気持ちを養うための教育」をすること自体が容易ではないことが分かる。

とすると、結果的に被害者の視点を取り入れた教育が損害賠償を促す契機とはなりうるものの、少なくとも現時点では<sup>23</sup> 国家が加害者に賠償を促す仕組みとは言いえないだろう。

以上のように見てくると、国が加害者に賠償を促す仕組みとして起訴便宜主義の果たしている役割が大きく、特に、性犯罪、交通犯罪さらには比較的軽微な犯罪には有効である。他方で、重大な生命身体犯には十分に功を奏していない。

---

20 林眞琴他『逐条解説 刑事収容施設法 改訂版』(有斐閣、2013年) 508ページ。

21 刑事施設における「被害者の視点を取り入れた教育」検討会(第1回)資料2「刑事施設における『被害者の視点を取り入れた教育』について」(<https://www.moj.go.jp/content/001330354.pdf>、2022年6月26日)では、平成18年度から令和元年度まで、14,409名が受講している。

22 大西美枝子「和歌山刑務所における『被害者の視点を取り入れた教育』とワーキンググループからの学び」刑政132巻6号(2021年)34～43ページではよく見かける女子被収容者として「立派な理由」を述べる者や道具としての謝罪をする者をあげている。

23 刑事施設における「被害者の視点を取り入れた教育」検討会では謝罪や被害弁償等の具体的な行動を促すための指導の在り方についても検討されており、その内容については大谷真吾「刑事施設における『被害者の視点を取り入れた教育』検討会について」刑政132巻6号(2021年)34～43ページ。また、この検討の内容が実際の刑務所における被害者の視点を取り入れた教育でも反映されることについて、宗田貴宏「山形刑務所における『被害者の視点を取り入れた教育』の現状と課題」刑政132巻6号(2021年)44～50ページ。

これらの犯罪被害者支援に対しては別途の対策を講じる必要がある。犯罪被害者への経済的支援は、「損害回復の問題が、結局、国家の負担において解決せらるべきである」という牧野博士の考えは、今日においても重大な課題を示している。

## 4 国による補償の検討

### (1) はじめに

牧野博士は、「国家の無過失責任」による補償をすべきとする。このような国家の無過失責任による補償を認める根拠として、国を「警察上の過失について責めに任ずべき」ことにある。また、それとともに、「社会的保険の原理」もあわせて根拠としている。

一般的に犯罪被害者補償制度の法的性格は、補償権利説、社会保障説及び社会福祉説の3つに分類されることが多い<sup>24</sup>。まず、補償権利説とは、国に犯罪防止義務があり、犯罪が発生したのは国がその責任を怠ったことあるので、国が国家賠償として被害を補償すべきとする考えであり、損害賠償型の補償制度と結びつきやすい。また、社会保障説は、犯罪被害により生活が困窮等したものに対しては、国家が社会保障の観点から、公的な扶助を行うべきとする考えであり、生活保護型の補償制度と結びつきやすい。さらに、社会福祉説は、犯罪は不可避免的に発生することから、社会は犯罪の被害を社会に平等に分ける義務があるとする考えであり、労災補償型の補償制度と結びつきやすい。

そこで、国家による補償の法的性格の分類とともに、牧野説の位置づけを検討していきたい。

### (2) 「警察上の過失について責めに任ずべき」ことを発展させた点について

牧野博士は、「国家は、一方において警察を全うする任務を持っているのであるし、他方において、その警察の及ばなかった点について、無過失責任を負わねばならぬ」とする。牧野説の主張する「警察上の過失」というのは、国は警察組織を持っており犯罪を防止する義務を有している。それにも関わらず、

24 藤本哲也『刑事政策概論(全訂第7版)』(青林書院、2015年)474～476ページ。なお、齊藤誠二『犯罪者補償制度の基本問題』(風間書房、1977年)16～35ページは法的性格を6つに分類して精緻に検討している。

その義務を履行していなかったゆえに犯罪が発生したのだから、国家が責任を有するべきであるという考え方に基づくものであると考える。このような考え方は、補償権利説に分類されうると言って良いであろう。

牧野博士の根拠の一つが警察上の過失であるとしたことは、極めて明確であり、魅力的な考え方である。また、損害賠償型と制度に結びつきやすいことから、高額な補償額を期待することができる。

もっとも、補償権利説は、少なくとも日本では支持を得ていない。その理由として、国が犯罪防止義務を想定することは現実離れしていること、国に義務違反があれば一般の不法行為の理論を用いれば足りること、さらには財政上の負担が大きくなることなども理由とされる<sup>25</sup>。

### (3) 「社会的保険の原理」とする点について

牧野説のもう一つの柱は、「社会的保険の原理、その施設に対する国家の文化的使命を考え、それを、また、論理的に展開してみよう。犯罪に因る被害という災害的事実については、国家は、労働者に対する災害についての責任と同一の責任を負担すべき筋合いになるもの」とすることである。この考え方は、社会は犯罪の被害を社会に平等に分ける義務があるとする社会福祉説に親和性を持つ考え方である。

このような立法は諸外国を見ても少なくない。例えば、フィンランドで被害者補償法を制定した際の政府委員会の説明は以下の通りであった<sup>26</sup>。犯罪は社会の必然的な産物であり、その社会は相応する犯罪を「うけとった」といえる。その社会は、その社会に必然的に起きてくる犯罪の被害が不平等に分け与えられるのを防ぐ義務がある。社会が犯罪被害者に補償をすれば、被害者の加害者に対する感情的な反発は消すことができ、犯罪者に対する合理的な刑事政策を展開することができる。

社会(国)には、「犯罪の被害が不平等に分け与えられるのを防ぐ義務がある」とするフィンランドの政府委員会の説明は説得的である。犯罪被害者は社会で不平等な状況に置かれ、特に経済的に貧困に陥る人も少なくない。そのような

---

25 前掲注24) 齊藤 18ページ、前掲注2) 鈴木 134ページ。

26 前掲注24) 齊藤 152ページ以下。

社会の少数者を不平等に置き去りにするのではなく、その不平等を解消する義務があると考えるのである。

#### (4) 犯罪被害者等給付金の位置づけについて

日本の犯罪被害給付制度を見ると、2020（令和 2）年度の犯罪被害者等給付金の支給に関し、支給裁定にかかる被害者数は 263 人、裁定金額は約 8 億 2500 万円であった<sup>27</sup>。他方で、生命・身体に被害をもたらした刑法犯被害者数は、同年、死亡者数は 687 人、重傷者数は 2411 人であった。実際の被害者数に比して支給裁定にかかる被害者数が少ないとともに、裁定金額が少ないことが分かる。

この理由として考えられるのが、犯罪被害者等給付金の法的性質である。もともと犯罪被害者等給付金は損害の補償自体を主たる目的とするものではなく、不公平感、法に対する不信感の除去を目指し、金銭を給付することによって被害者の心情を慰撫することであり、見舞金としての法的性質を持つものと解すべきと考えられていた<sup>28</sup>。犯罪被害者等給付金支給法の一部を改正する法律（平成 13 年法律第 30 号）では、従来の趣旨規定（1 条）を目的規定に改め、「人の生命又は身体を害する犯罪行為により、不慮の死を遂げた者の遺族又は重傷病を負い若しくは障害が残った者に対し犯罪被害者等給付金を支給し、及び当該犯罪行為の発生後速やかにこれらの者を援助するための措置を講ずることにより、犯罪被害等の早期の軽減に資すること」（1 条）と規定した<sup>29</sup>。もっとも、給付金の支給金額が低調であることから分かるように、依然として犯罪被害

27 警察庁『令和 3 年版 犯罪被害者白書』[https://www.npa.go.jp/hanzaihigai/whitepaper/w-2021/html/zenbun/part2/b2\\_s1\\_2.html](https://www.npa.go.jp/hanzaihigai/whitepaper/w-2021/html/zenbun/part2/b2_s1_2.html)（2022 年 6 月 29 日アクセス）。

28 大谷實・齊藤正治『犯罪被害者給付制度』（有斐閣、1982 年）50 ページ。浅野信二郎「犯罪被害者に対する救済制度が必要であるからといって、それが直ちに国が一般財源で給付を行うことに結びつくものではない。というのは、犯罪被害のように原因者のある被害については、原因者負担の原則によって制度を立てるのが一般であるし、それが出来ない場合でも、被害者になりえる者の掛金で給付を行う方法を検討する必要がある」。後者については、「現在の試算では、年間対象件数は 4 百数十件であり、徴収事務その他の事務に要する経費を考えると現実的なものではない。むしろ、このような考えをとりながら、国民の全てが応分に負担している税金を財源として給付を行うことが実際的である」と説明している。

29 安田貴彦「警察における犯罪被害者支援のための取組み—犯罪被害者等給付金支給法の改正とストーリー規制法を中心に—」法律のひろば 64 巻 6 号（2001 年）35・36 ページ。

者等給付金の背景には、見舞金としての性質が色濃く残っている。

牧野博士の時代と比して、犯罪被害者には犯罪被害者等給付金の支給がされることは大きな違いである。しかし、その実際の支給人数、そして支給額とも、残念ながら低調である。牧野博士が考えていた補償制度とは大きな隔たりがある。「損害回復の問題が、結局、国家の負担において解決せらるべき」とした上で、国は無過失責任を負わなければならないとした。牧野博士の考え方の全てを採用することが出来ないとしても、社会的保険の原理を根拠とするなど重要な示唆に富む指摘である。十分な損害回復ができず国も十分な負担をしていない現在の制度は、その法的性格を含めて大きな修正を迫られている。

## 5 おわりに

牧野博士が犯罪被害者への経済的支援を唱えてから 116 年が経過した。その間、日本の犯罪被害者施策は、経済的支援を中心に大きく様相を変えたものの、依然として、多くの問題を抱えている。

国が加害者に賠償を促す仕組みとして、起訴便宜主義は一定の効果があるものとは思われるが、重大な生命身体犯を中心に、その実効性は期待しにくい。また、民事執行法改正などもあったことから<sup>30</sup>、今後の動向を注視する必要があるものの抜本的な解決は困難であろう。とすると、考えるべきは国による補償の検討である。

検討すべき点は、加害者に資力がなく賠償に実効性を期待できないときに、その損害を誰が負担するのか、ということである。牧野博士は「損害回復の問題が、結局、国家の負担において解決せらるべきであることを考える」とし、国は無過失責任を負うべきであると主張した。たしかに、国に無過失責任まで負わせることは現実的ではないとの批判も多いと予想される。しかし、犯罪により生活が困窮する犯罪被害者が少なくない。そして、その生活の困窮は次の世代に連鎖さえする。考えるべきは果たしてこの損害を犯罪被害者に負担させて良いかである。牧野博士が検討を重ねているのは、犯罪被害者が元の生活に戻ることができるための方策である。犯罪被害者等基本法は、「被害を受けた

30 山本和彦「債務者の責任財産の開示手続の現状と課題—令和元年民事執行法改正とその前史を踏まえて」被害者学研究31号(2022年)86～95ページ。

ときから再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、必要な支援等を途切れることなく受ける」(3条3項)と規定する。もっとも、犯罪被害者が、犯罪により生じた損害の多くを負担しているのが現状である。犯罪はいつ・誰の身にふりかかるか分からない。とすれば、この損害は社会全体で負担すべきである。考えうるのは、犯罪被害者等給付金の法的性質を抜本的に変更する法改正を行うことであろう。ただ、法改正では一定の限界があることは否めない。現に犯給法は法改正を行っているが、依然として課題が残っており、法改正による対応では限界がある。とすれば、新しい被害者補償のための法制度を構築することを検討することを視野に入れる段階に来ている。今日においても、牧野博士が掲げる国による犯罪被害者への補償の議論から学ぶべきことは多い。

〈追記〉本研究は 2021～2023 年度・科研費基盤研究 (B) 「犯罪被害者支援に関する法制度等の総合的研究」(21H 00675・研究代表者齋藤実) の研究成果の一部である。